

大阪社会保障推進協議会  
会長 井上 賢二 様

枚方市長 伏見 隆

「2020年度自治体キャラバン行動  
新型コロナウイルス感染症のもとでの住民のいのちと暮らしを守るための要望書」に対する回答書

要 望 事 項	回 答
1.自治体の職員削減をやめ、緊急時にも市民救済にこたえられる職員配置をしてください。その際は非正規ではなく正規職員での採用を行ってください。	[人事課] 職員数については、各部署における事業の見直しなどの増減要素を踏まえ適切な配置を行っているところであり、緊急時には、市民の安心・安全が図れる体制の構築を図ってまいります。なお、職員配置については、市民サービスの向上に向け、効果的・効率的な行政運営ができるような配置に努めてまいります。
2.各市町村独自の現金支給をいち早く、かつ何度も行ってください。	[企画政策課] 本市では全市民を対象とした支援策については国や大阪府に委ね、国や大阪府の支援が届かない、経済的に厳しい状況に置かれている世帯等に対して、重点的な支援を行うこととし、市独自の支援として、ひとり親等世帯への特別給付金、就学援助認定世帯への特別給付金、妊婦への特別給付金の支給等を行っているところです。今後の支援策の検討については、国や大阪府の動向、社会情勢などを注視していく考えです。
3. 国に対して特別定額給付金の第二弾、第三弾を行うよう強く要請してください。	[特別定額給付金室] 国の「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」の動向を注視し、必要に応じて検討してまいります。
4.各市町村独自に地域で活動するNPO、子ども食堂等と連携し、フードバンク・フードドライブ・フードパントリー事業を立ち上げ、「食うに困っている」子ども、学生、シングルマザー、高齢者はじめ市民に食べ物が届くようにしてください。	[子どもの育ち見守りセンター] 本市の子ども食堂実施団体は、コミュニティ、NPO、事業者等さまざまな実施主体が取り組んでおられ、それぞれ地域の特性に応じて、子どもたちや高齢者へ食事を提供しておられます。本市では、そのような活動に補助金を交付するとともに、子ども食堂に対して食材寄付の窓口を行うなど支援を行っているところです。

<p>5. 小中学校の給食費を無償化してください。休校中も必要な子どもたちのために安心・安全・おいしい給食の提供を行ってください。保育所・こども園・幼稚園などの副食費を無償化してください。</p>	<p>[おいしい給食課]</p> <p>小中学校の給食費については、給食調理に係る人件費、光熱水費などの運営経費は市の負担としております。食材費については保護者負担としておりますが、現在のところ生活保護世帯、就学援助対象世帯については無償としております。</p> <p>また、休校中の子どもたちへの昼食の提供については、調理場の活用方法や昼食献立等様々に検討を進めています。</p>
<p>6. 税・国民健康保険料・介護保険料などの値上げを行わず、さらに大幅な減免制度を行ってください。国民健康保険傷病手当は被用者だけでなく自営業者やフリーランスにも適用拡大をしてください。6月の納付書送付時には、傷病手当や減免制度の内容、徴収の猶予、一部負担金減免などわかりやすいチラシをいれ周知を行ってください。なお、申請については窓口での三密をさけるため郵送申請、メール申請ができるよう、ホームページに申請用紙をアップしダウンロードができるようにしてください。</p>	<p>[国民健康保険室]</p> <p>大阪府では大阪府国民健康保険運営方針により、統一保険料率を用いることとし、大阪府内のどこに住んでいても、同じ所得・同じ世帯構成であれば同じ保険料額となることを目指しています。また、減免についても統一のルールで運用することとなります。令和5年度までは保険料が急激に増加することがないように激変緩和措置を講じることとされており、大阪府内統一に向けて各市町村は段階的に調整しているところです。なお、新型コロナウイルス感染症の影響による収入減に対する保険料の減免については、国からの「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」を受け、減免を実施しています。</p> <p>傷病手当金については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止のため、労働者が感染し、又は発熱等の症状があり感染が疑われる場合において、職場を休みやすい環境に整備することを目的として国が示した制度で、所得税法第28条第1項に規定する給与等の支払いを受けている被保険者を対象としています。本市におきましても、国からの財政支援を受け制度の整備を行ったものです。</p> <p>6月の納付書発送時には、新型コロナウイルス感染症に関する減免のチラシを同封しました。また、ホームページには、新型コロナウイルスにより減免の種類が増えたことから、ご自身で減免の対象になるかどうか判断していただきやすいように、フロー図を掲載し、郵送申請ができるよう申請様式をアップロードしています。</p> <p>[市民税課・納税課]</p> <p>市税につきましては法令に基づき適正に賦課しております。市民税の減免については条例の定めるところにより、適正に運用しております。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症の影響により市税の納付が困難な方には、地方税法の一部改正により新たに徴収猶予の</p>

特例制度が設けられており、国からの通知に基づき適切に対応しております。なお、徴収猶予の特例制度の申請書については市ホームページからダウンロード可能となっております。

#### [資産税課]

固定資産税については令和3年度に新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置として、資本金1億円以下の中小事業者等で令和2年2月から10月までの任意の3ヶ月間の売上高が、前年の同期間と比べて30%以上50%未満減少している者は所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準を1/2に、50%以上減少している者ゼロとします。

また、広報ひらかたやホームページでの案内、納税通知時の周知を行うとともに、申請については郵送申請等、窓口での三密を避けるよう配慮していきます。

#### [地域健康福祉室 長寿・介護保険担当]

介護保険料については、平成30年度からの第7期計画期間中は、保険料段階区分を15段階に細分化し、より高所得者の負担を引き上げ、所得の低い方への必要な配慮を行っているところです。また、昨年度に引き続き、公費投入により、第1段階の保険料を基準額に対する負担割合を0.3に、第2段階について0.45に、第3段階については0.7に引き下げ、軽減強化を図ったところです。

低所得者に係る介護保険料負担の軽減制度については、市民税非課税世帯である保険料第2段階・第3段階の方を対象に、特別軽減を継続して実施しています。加えて、今年度は新型コロナウイルス感染症に係る保険料減免を行っているところです。

介護保険の各種手続き・申請については、これまでも、ホームページに申請用紙を掲載し、郵送による申請を受け付けてきたところです。

減免手続きについては、電話でご事情をお伺いし、必要となる添付書類等について説明の上、システムで出力した申請書類を郵送しているところです。なお、新型コロナウイルス感染症に係る保険料減免については記載例とあわせて申請書類をホームページに掲載しています。

オンラインでの手続きについては、全庁的な課題として調査・検討していますが、各種手続きにおける本人確認など、申請の

<p>7. 生活保護、住居確保給付金などの申請は簡易にし、三密をさけるため郵送申請、メール申請ができるよう、ホームページに申請用紙をアップしダウンロードができるようにしてください。</p>	<p>真正性の担保や、必要となる添付資料の提出方法などの課題について解決する必要があると考えています。</p> <p>[生活福祉担当]</p> <p>生活保護の申請手続きについては、制度について権利と義務等を十分に説明し相談者に理解していただくことが必要であると考えています。現在、電話やメールによる困窮者相談・ホットラインによる困窮者情報の提供も受け付けている状況であり必要であれば申請手続きを助言しています。申請手続は一人一人に寄り添うことが必要であり、丁寧な直接面談を実施し申請していただくことが適切な方法と考えております。但し、新型コロナウイルス感染防止の観点から、申請時の面談時間が長時間にならないよう工夫し、効率的な事務を心がけてまいります。</p> <p>[健康福祉総合相談担当]</p> <p>住居確保給付金の申請につきましては、申請時の面談を通じて、単に住居に関する課題のみでなく、収入の減少等により生活資金そのものに困られていないかなど、生活困窮者が抱える様々な課題を確認しながら、一人ひとりの状況に合った包括的な支援を実施しております。今後も新型コロナウイルス感染防止の観点から、郵送等も活用しながら適切に手続きを進めてまいります。</p>
<p>8. 新型コロナウイルス感染症で明らかになったように医療体制確保が急務です。地域医療構想を抜本的に見直すよう国、大阪府に働きかけてください。自治体として発熱外来を医師会、公立病院等と協力して確保してください。医療機関や妊婦をはじめ必要に応じてPCR検査がうけられるように拡大してください。</p>	<p>[保健医療課]</p> <p>医療体制については大阪府とも連携し、今後の流行への対応を行っています。</p> <p>また、新型コロナ受診相談センターに寄せられた相談に対し、保健所で受診について調整の上、帰国者・接触者外来等において医師が診察し、感染が疑われる人について、検査を行っています。加えて、現在では、予め、市が行政検査を委託する契約を結んだ複数の医療機関においても、医師が新型コロナウイルス感染症を疑うと診断した場合に検査を実施しています。いずれも検査は自己負担なく受けられるようになっていきます。</p>
<p>9. 堺市・東大阪市・豊中市・高槻市・枚方市・寝屋川市・吹田市・八尾市は市立保健所の機能強化をはかってください。それ以外の自治体は保健所機能の強化を行うよう大阪府に強く要望してください。 地方独立</p>	<p>[保健医療課]</p> <p>今般の新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う感染症対策の充実を図るため、6月に正職員として保健師5名、臨床心理士1名を採用しました。保健師については5名のうち3名を保健所に配属し、保健所業務の体制強化に努めております。</p>

<p>行政法人大阪健康安全基盤研究所を大阪府・市直営に戻し、人員予算を拡充するよう大阪府に要望してください。</p>	
<p>10. マスク・消毒液・フェイスシールド・防護服・グローブ・ゴーグルなどを大阪府と協力して必要数を全医療機関および介護事業所等に配布してください。</p>	<p>[長寿・介護保険担当] (介護事業所について) マスクや消毒液等の衛生用品のうち、マスクについては、市が備蓄していたものや寄付を受けたものなど、これまでに約9万7,000枚を各介護事業所に配布しています。消毒液については、国・府と連携しながら確保に努め、すでに特別養護老人ホームや軽費老人ホーム等に各17リットル、介護老人保健施設や介護医療院に各18リットル、その他の事業所に対し、計約1,400リットルを配布しています。&lt;令和2年7月10日現在&gt; また、国から備蓄などの支援として提供を受けた衛生・防護用品(マスク・ガウン・フェイスシールド・手袋)については、感染者が発生した社会福祉施設等に対し、速やかに配布いたします。 今後も、引き続き、国・府とも連携しながら衛生・防護用品の確保に努めます。</p>
<p>11. 患者・利用者減による医療機関・介護事業所・障害者事業所等の経営困難に対する赤字補填を国・大阪府に求めてください。</p>	<p>[保健医療課] 国からの供給及び市内企業等からの寄付によるマスク等の防護具を病院協会や市内三師会(医師会・歯科医師会・薬剤師会)を通じ、各医療機関に配布しています。また、三師会に加入していない各機関や市内にある訪問看護ステーションや助産所にも配布を行っています。</p> <p>[健康福祉総務課] 医療機関の減収分の補填をする等、経営を安定化させるための財源支援を図ることを、中核市市長会の緊急要請等を通じて、求めているところです。</p> <p>[地域健康福祉室 障害福祉担当] 今後機会を捉え、国・大阪府への要望を行ってまいります。</p> <p>[地域健康福祉室 長寿・介護保険担当] 新型コロナウイルス感染症の影響により、介護サービス事業所、特に小規模事業所においては、元々の人員不足に加え、感染症の影響で人材確保が極めて困難であり、また、感染防止対策</p>

<p>12. 「ステイホーム」が長引き、生活困窮や先行きの不安、養育疲れなどで、児童虐待やDVの可能性が高まる中、早期に把握し解決するための手立て、関係部署との連携をすすめてください。</p>	<p>に必要となる衛生材料等の入手も困難な状態など事業継続も難しく、経営的にも非常に厳しい状態であることから、介護サービス事業所等に対する支援策の一層の充実については、中核市市長会の緊急要請等を通じて、求めているところです。</p> <p>[子どもの育ち見守りセンター]</p> <p>不安を抱えた子どもや保護者からの相談に電話や来所にて対応しております。また、必要に応じて家庭訪問を行い、ケアに努めているところです。なお、ホームページにて、相談窓口について周知し、相談窓口の強化を図っています。</p> <p>心配な子どもについては、関係機関等と連携、協力を図りながら、電話や訪問等により実態把握に努めています。</p> <p>[人権政策室]</p> <p>本市では、市民に身近な専門相談窓口として、枚方市配偶者暴力相談支援センター「ひらかた DV 相談室」を設置し、被害者に寄り添った支援を行うとともに、生活困窮、障害、高齢、児童虐待など、複合的な困難を抱える被害者に対しては、関係機関と連携し、適切な支援につながるよう取り組んでいます。</p> <p>[健康福祉総合相談担当]</p> <p>健康福祉総合相談担当では健康・福祉に関することなどのお困りごとや気がかりなことなどを丁寧に聞き、制度やサービスの紹介を行っております。また、相談場所がわからない方には悩みをお聞きしながら、適切な関係部署に案内しています。</p> <p>今後も、関係部署にご案内する際には、引継ぎ等を十分に行うなど連携に努めてまいります。</p>
<p>13. 自然災害の発生に備え、避難所で感染が広がらないように感染予防策を早急に具体化してください。</p>	<p>[危機管理室]</p> <p>避難所における新型コロナウイルス感染症対策として、避難所運営マニュアル(感染症対策編)策定し、避難者を受入する時点での体調のチェックと体調不良者の専用部屋の確保、避難者間の距離を2m確保した上での居住区画の設定、避難所で新型コロナウイルス感染症の疑いが発生した場合の対応を整理しました。</p> <p>また、避難所における過密を避ける取り組みとしては、まずは市民1人1人が、在宅避難や親類宅への避難等を含めた様々な避難行動から最適なものを選択いただくことにより、避難行動を分散させることが重要であり、市民が自身にとって最適な避難</p>

	行動をチェックするための「避難行動判定フロー」を広報6月・7月号やホームページに掲載し、広く周知・啓発しているところです。
--	---